

中央省庁に係る地方移転の検討に当たっての重要な視点

「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」に示した共通的な観点を踏まえ、中央省庁の地方移転の検討に当たり、特に重要な検討の視点は以下のとおりである。

- ① 「全国の中で、なぜそこか」について、地域特性と全国を対象とする国の機関としてのミッションとの関係が明確であること。このことについて、提案した道府県以外の地域からも理解を得られるものであること。
- ② 政策企画立案機能について、そこで政策を企画立案することによって生じる全国的なメリットがデメリットよりも大きいと理解が得られること。地域の自治体・民間等との連携・協力も想定しつつ、将来的に、政策に全国的な観点からの付加価値を期待できることも勘案。
- ③ 自治体等の協力も得つつ、政策執行における効率性の維持・向上（財政面、組織人員面）が期待できること。その際、将来的に拡大が見込まれる業務、ICTの活用による業務運営の改善も加味して検討。

なお、業務の円滑な実施のために必要があれば、組織・費用の肥大化抑制の工夫を払いつつ事務所の設置等も含め検討。

この視点に立って、現段階で整理した提案道府県及び関係府省庁の見解は、別紙のとおりである。

徳島県提案：消費者庁、内閣府消費者委員会、(独)国民生活センター

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>○ 徳島県では消費者行政・食の安全安心で全国モデルとなる各種施策を実施しているため、徳島県との連携により、より円滑で効率的な施策展開が可能となるとともに、先駆的な施策推進を図るための実証フィールドを確保することができる。</p>	<p>① 徳島県の施策が全国モデルとなるという点については、人口減少・少子高齢化が進んでいるなどの徳島県の状況は、全国の消費者行政を検討・推進する上での参考になる面があると思われる。</p> <p>② 人口の多い都市部における諸問題への対応に関しては、どの程度参考になると考えられるか。</p> <p>③ 徳島県と消費者庁・国民生活センターの連携による施策展開について、具体的にどのような連携、どのような施策の内容を想定しているのか。</p> <p>④ 徳島県と消費者庁・国民生活センターが物理的に近くに所在することで、連携はどのように促進されるのか。近くに所在するからといって、徳島県だけと消費者庁が連携協力することになれば他の都道府県の理解を得られないのではないかと。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>① 徳島県では消費者行政・食の安全安心で全国モデルとなる各種施策を実施しているため、徳島県との連携により、より円滑で効率的な施策展開が可能となるとともに、先駆的な施策推進を図るための実証フィールドを確保することができる。【再掲】</p> <p>② 都市部の課題については、関西広域連合参加自治体との連携が可能。</p>	<p>③ 徳島県と消費者庁・国民生活センターの連携による施策展開について、具体的にどのような連携、どのような施策の内容を想定しているのか。</p> <p>④ 徳島県と消費者庁・国民生活センターが物理的に近くに所在することで、連携はどのように促進されるのか。近くに所在するからといって、徳島県だけと消費者庁が連携協力することになれば他の都道府県の理解を得られないのではないかと。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 徳島県においては、全国屈指の光ブロードバンド環境が整備されており、サテライトオフィス(東京分室)の最大限活用や、テレビ会議システムの導入・活用により、距離的障壁を克服することが可能となる。</p> <p>② これまで東京圏でしか行えないとされてきた意思決定手続や調整業務であっても、高度情報通信ネットワークを通じたコミュニケーションへの置き換えは可能であり、セキュリティを確保しつつ、消費者庁・国民生活センターの業務を着実に事務処理できる環境が整備されている。</p> <p>③ 四国の玄関口、近畿と四国の結節点としての好立地環境の下、徳島はもとより関西・四国圏には大学や弁護士等多くの人材がおり、東京圏との連携は可能である。</p> <p>④ 法執行機能については、現在、関西圏等の執行を公正取引委員会の地方事務所が執行しており、同様の執行方法を応用すれば対応可能。</p> <p>⑤ 消費者委員会については、消費者行政の推進に支障が生じないように、同委員会も誘致したい。(スペースも確保する予定。)</p>	<p>① 消費者庁には以下のような機能・業務がある。テレビ会議の活用で消費者庁の機能を低下させずに任務を達成できるか十分検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全に関する危機管理(緊急対策本部の速やかな開催、関係省庁と連携した事態への対応)。 ・国会対応(衆・参に通例設置される消費者問題を扱う特別委員会、消費者庁が立案し提出する法案の審議、各党部会・調査会等、様々の国会議員説明等への対応)。 ・関係省庁と協力して幅広い消費者問題に対応する消費者政策の司令塔機能の発揮、消費者法の企画立案等の他省庁との調整を要する業務。 ・消費者取引や表示の適正化などのための規制法の執行(訴訟対応を含む)。 ・全国規模の消費者団体・経済団体等(本部は東京にあることが多い)との連携。 <p>② 国民生活センターについては、テレビ会議の活用で消費者庁、消費者委員会や関係省庁との連携、事業者との交渉、事業者団体等との連携の確保ができるか。国民生活センターが行う相談処理・ADRにつき、交渉の相手方となる事業者の多くは東京圏に所在するが、機能を低下させずに対応できるか。</p> <p>③ テレビ会議については、国会内・議員会館や各省庁にテレビ会議システムが整備されていないなど、現状では政府全体として活用する環境がない。また、対面説明でなくテレビ会議により説明することについて相手方の了承が必要であり、機密情報の管理、システムトラブルへの対応等についても十分な対策が必要。</p> <p>④ サテライトオフィス(東京分室)については「組織や費用」の増大につながらないか。</p> <p>⑤ 多くの人材が東京近隣で容易に得られる現在と比べ、照会専門員等の非常勤職員(消費者庁)、ADR委員、弁護士や経験を積んだ相談員資格保持者等(国民生活センター)が確保できるのか。</p> <p>⑥ 消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能をどのように維持するのか、以下の点について留意が必要(関連資料あり)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転後も、消費者問題に関連する幅広い分野について、高度な専門性を有する委員を現在と同人数(延べ80人以上)確保し、現状どおりの消費者委員会の運営を維持することが可能か、また、関係府省や民間企業に対する有効かつ十分なヒアリングを行うことが可能か。 ・移転後も、消費者委員会事務局において、民間企業等からの出向による政策調査員を、現状どおり十数名確保することが可能か。 ・国会対応について、「消費者問題に関する特別委員会」を始めとする各種の委員会における質問通告等への対応に影響が出るのではないかと。
<p>その他</p>	<p>○ 「執務環境」については、リノベーション(付加価値型改修)により、十分な広さと快適な機能を具備した「良質な環境」を確保。部屋の再配置等を含め、移転に必要な整備についても全面的にバックアップする。ICTや既存ストックの有効活用により、「組織や費用」の増大を生じさせない工夫を図る。</p>	<p>○ ICTの設置・活用自体において、「組織や費用」の増大を生じさせないために、どのような工夫をするのか。</p>

和歌山県提案：統計局、(独)統計センター

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 統計局は都道府県を対象とした会議・研修が多く、交通の利便性が重要であるが、移転候補地である和歌山市は現所在地と比較して、関西国際空港まで約40分(新宿(若松河田)・羽田間は約60分)、新大阪駅まで約60分(名古屋以西は和歌山の方が近い)と遜色がない。</p> <p>② また、3時間程度の会議であれば全国の県庁所在地から日帰り出張が可能であるなど、他府県の県庁所在地と比較しても優れた立地である。</p> <p>③ 統計に関する専門性については、近畿の様々なネットワークを活用することにより確保が可能(近畿は一般社団法人日本統計学会の役員数やシンクタンクの数で東京に次いで多く、大学数は東京以上に多い)。</p>	<p>① 当局・当センターが和歌山県に移転することにより、統計行政の機能がどのように維持・向上されるのか、不明。</p> <p>② 都道府県を対象とした会議・研修の開催に関する交通アクセスの利便性については、当局・当センターだけでなく、東京に所在地がある他の省庁にも当てはまるものであるため、和歌山県への移転理由とならない。</p> <p>③ 日本統計学会の役員数、大学数、シンクタンク数の多寡が問題なのではなく、当局・当センターにとって必要な統計の作成・提供等の知見を有する有識者がどの程度近隣にいるのか、不明。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>○ 和歌山市への移転による人件費の縮減により、統計調査の充実(非常勤職員増員による集計の迅速化等)が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の削減 東京都特別区 18% → 和歌山市 4% ⇒ 縮減効果 約8億円/年 ・非常勤職員賃金の縮減 総務省 7,731円/日 → 和歌山県 5,950円/日 ⇒ 縮減効果 約1億円/年 	<p>① 移転により、大臣や官邸報告・説明、各府省調整、国会対応等を迅速かつ正確に実施できなくなるなど統計行政に係る企画立案機能が損われることに対し、当該機能をどのように確保・向上させるのか、不明。</p> <p>② 移転により、施設整備にコストが発生するとともに、業務運営に係る国費や時間的コストも著しく増加することは明らかであるが、それを克服するだけのメリットが不明。</p> <p>③ 移転による人件費の縮減については、当局・当センターだけでなく、東京に所在地がある他の省庁にも当てはまるものであり、和歌山県への移転理由にはならない。</p> <p>④ 地域手当等の削減による人件費の縮減額は、統計調査の充実のための予算に直結するものではないものと思料。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 統計調査に関しては、政治的判断を要する事案で、大臣等と緊急に協議を要する案件は他の局との比較のうえでは多くないものと考えられ、東京圏に位置する必要性は高くはないと考えている。政策の効果については、事業のほとんどが都道府県への法定受託事務であり、省庁の所在地が効果に影響を及ぼすことはない。</p> <p>② 同様に、国会対応を要する事案についても、他の局との比較のうえでは多くないものと考えている。</p> <p>③ 経済センサスや産業連関表等、国や自治体、企業等が政策判断や経営判断を行ううえで重要な指標となる情報を提供している機関であり、関係省庁との連携が必要となるが、ICTが発達している現在では、立地によるディスアドバンテージは極小化されており、不都合が生じるものとは考えていない。</p> <p>④ なお、現在も、国会対応等の窓口として霞ヶ関に分室を設置しており、霞ヶ関分室を維持することで、その他の人員は和歌山市に移転可能であると考えている。</p>	<p>① 基幹統計調査を円滑かつ効率的に実施するために都道府県が統計法に基づき法定受託事務として実施している調査票の配布、取集等に関する業務やICTを用いた統計情報の提供等といった業務を含め、統計局は、政府統計の中核的機関として、統計行政に係る業務全般を実施。</p> <p>② 移転により、統計行政に係る企画立案機能が損われることに対し、当該機能をどのように確保・向上させるのか、不明。また、業務運営に係る国費や時間的コストも著しく増加することは明らかであるが、それを克服するだけのメリットが不明。</p> <p>③ 統計センターは、統計局と一体となった対面の協議によりデータ確定作業を期日までに行うことが必須。情報漏えいリスクも踏まえ、統計局と緊密な連携が確保できる場所にあることが不可欠。各府省と統計作成・統計情報のシステム管理で連携しており、東京にあることが不可欠。</p>
<p>その他</p>	<p>① 統計局・統計センターは総務省第二庁舎の約95%を占有しており、移転により新宿にある現庁舎敷地(約2.4万㎡)の売却が可能(約300億円と推定)。</p> <p>② 現庁舎は築47年が経過し、H18年に実施された調査で「震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高い」と診断されており、耐震化工事が必要(工事費は約41億円)。</p> <p>③ 移転候補地として和歌山市を想定しており、既存施設の活用の場合は耐震化・改修工事費は和歌山県が負担の予定。新設の場合は県有地を無償貸与の予定。職員住宅を新設する場合は市有地を無償貸与の予定。</p>	<p>① 提案内容からは、既存施設や県有地の広さ、場所等の仕様が明らかにされておらず、統計行政の遂行に必要な施設・設備が確保されるのか、不明。いずれにせよ、借料又は建設費用が発生するなど、新たに財政的負担が生じることとなるが、それを克服するだけのメリットが不明。</p> <p>② 現在、総務省第二庁舎においては、他の部局も入居しており、移転により、即売却とならない。また、現庁舎の耐震補強については、財政当局と協議していく予定であり、必要な金額はその過程で決定される。</p>

京都府提案：文化庁、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立美術館、(独)国立文化財機構

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>①「文化芸術立国」を目指すためには、全国各地が持つ歴史と伝統に基づく文化を守り育み、新たな文化をつくり、海外へ発信していくことが重要。</p> <p>②政治・経済が集中する東京では、文化への関心が二次的になりかねない。東京から移転することで、「政治・経済」と「文化」の二元化による文化力の発現を図るべき。</p> <p>③その際、京都は移転先として適地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千年以上にわたり文化を守り・育んできた歴史と知恵があり、各地域へ貢献可能 ・国宝の約5割、重要文化財の約4割など国指定文化財の多くが関東より関西・京都に集積。文化財保存を支える人材の層も厚い ・伝統文化の継承や伝統に基づく新たな文化の創造に加え、舞台芸術、現代芸術、映画・映像等コンテンツ分野の集積や人材育成の基盤あり ・京都迎賓館、国立京都国際会館、国立国会図書館関西館など情報発信基盤あり 	<p>①文化庁のミッションは、特定地域に偏ることなく全国的な視点で、法令・予算・税制等の様々な政策手段を通じて文化振興政策を実施すること。</p> <p>②政治・経済との関係について；今日の文化行政は、文化芸術と社会との関わり、すなわち芸術文化の創造力による教育・社会包摂の支援や、地域の文化資源を活かしたまちづくり・観光振興など、他分野行政との連携が重要となっている。こうした観点から、政治・経済との関係は文化行政に深みや広がりをもたらすしこすれ、一概に妨げとは言えない。</p> <p>③国の文化財行政の対象は関西・京都に集中しているわけではない(文化財補助金交付実績において、関西が占める割合は、金額で20%、件数で16%(関連資料あり))。</p> <p>④なお、芸術家の27%が東京在住、演奏会の39%、ステージ公演の61%が東京公演。</p> <p>⑤文化行政の優れた取組は各地に見られる(文化芸術の創造性を活かしたまちづくりや地域再生に先駆的に取り組む都市群の例：「創造都市ネットワーク日本」等)。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体としてのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>① 文化振興の企画立案機能の向上 歴史や伝統に根差した文化の継承や、新しい文化創造の企画立案機能が向上</p> <p>② 文化財行政の企画立案及び業務執行能力の向上 国宝等文化財の現場に近く、効率的な業務執行が可能。また、文化財活用の官民ノウハウが蓄積しており、全国各地の文化財保存活用策の企画立案機能が向上</p> <p>③ 文化の国際発信機能の向上 海外の文化人・文化行政関係者等に有形無形の伝統文化に触れていただくことができ、日本文化の海外発信に寄与</p> <p>④ 文化行政に携わる方々の感性の向上 暮らしに根付いた文化や伝統芸能等に日常から触れることにより、文化行政に携わる方々の感性が磨かれ、その研さんに寄与</p>	<p>①文化庁の業務には、文部科学省本省との間には言うまでもなく、観光庁、外務省、経済産業省をはじめとする関係府省との日常的な連携、国会議員や財務省等との緊密な意見交換・調整、各国大使館や産業界、関係団体との情報交換や協力等が不可欠であり、東京に立地するメリットは大きい。 このため、移転すれば一定の機能低下や新たな負担が生じるが、それを埋めるような文化行政上のメリット(京都に移ることにより、文化政策の企画立案機能がどのように向上するのか)が明らかでない。</p> <p>②文化の「多極化」や文化の力による地方創生は、文化行政上の重要課題であるが、それを達成する手段は文化庁の移転ではない。現在文化庁はこの課題に関して、文化審議会で議論を深めるとともに、「文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業」等の取組により、全国自治体の文化行政の推進体制の充実を図っているところである。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>①文化庁予算のうち、4割は文化財の保存等、3割は国立施設整備等交付金。その他も文化芸術活動への助成等は書面審査。京都でも十分業務執行が可能。</p> <p>②文化財や文化財保存技術が関西・京都に集積していることから、現場に近くなり、効率的な業務執行や文化財活用の企画立案等機能の向上に寄与。</p> <p>③文化庁等の事業を支援する産学公等の体制構築、「日本文化財保存修復国際センター構想」など文化庁等との協働プロジェクトの実施、相互連携を図るための職員派遣などにより、文化庁等の機能の維持・向上を支援。</p> <p>④国会の委員会出席回数は年平均20回程度。答弁は次長による著作権法関連の内容が大半。東京分室設置やICT活用等により移転の影響を僅少化。</p> <p>⑤官邸の非常招集による危機管理対応業務がない。</p> <p>⑥3独法は内部管理業務が中心で、国会対応もない。</p>	<p>①文化行政は、例えば著作物の保護と利用の促進のための著作権法改正や、美術品の公開促進のための法律制定、民間の寄附を促進するための税制措置等、(予算に限らず)様々な政策手段を通じて文化振興を図っている。また他分野行政との連携の必要性も高まっている。こうした業務を行う行政府として、立法府との関係、その他関係各方面(関係府省、全国の地方公共団体、関係民間団体等)との関係は必須である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会の「年平均20回程度」は部分的な数字である。質問対応件数約250件(主担当に限った件数)に加え、対面の説明要求で年間約500件、議連や党の会議出席で週3、5回対応している。 ・ICTに関しては、国会質疑や民間団体とのやりとり等も含めた実現性が現時点では明らかでない。また、危機対応時には文化庁幹部は緊急参集し、官邸等と連携して対応にあたっている。 <p>②提案は、国・独立行政法人の組織・費用の増大が前提となっている(「東京分室」等)。本来文化行政に充てるべき人員や予算が割かれることとなれば、文化行政の遅れにつながることも懸念される。</p>
<p>その他</p>	<p>①市有地や府有地も含め、京都市内の土地を提供</p> <p>②移転を前提とした協議の中で、経費削減を国と検討</p> <p>③文化庁等に府市から職員を派遣し、移転業務を支援</p>	<p>○土地の有償／無償の別や、庁舎建物・設備の費用等の計画が不明。またこれ以外にも、東京における必要な連絡要員の配置や東京への出張経費をはじめとする各種経常経費が、後年度負担として生じる。</p>

長野県提案： 特許庁

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)	○ 移転候補地は、南海トラフ巨大地震による津波の心配が無く、また主要活断層から離れていることから地震による影響が少ない(長野県地震被害想定調査報告書(H27.3))。必要な機能(審査部門)及び資料、データ等の一部をあらかじめ地方拠点へ移転させておけば、災害発生時にも業務を継続できる。メールや電話での連絡のほか、北陸新幹線で「東京駅」まで約60分という利便性を生かし日帰りでの出張も十分可能。	① 審査部門のバックアップ体制については、諸外国においても、その目的のみをもって地方に審査拠点を設置している海外特許庁はないものと承知。 ② 我が国では、既に東日本の遠隔地でバックアップデータの保管、西日本には「受付バックアップセンター」の設置等の措置を講じているほか、「特許庁業務継続計画」を策定し、大規模災害に備えている。
東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)	① 東京一極集中の是正 ② 首都直下地震が発生した場合、震源地からの距離もあり、人的・物的被害が少ない。また首都直下地震緊急対策推進基本計画(H27.3.31閣議決定)における首都中枢機能の維持業務継続体制の構築が図られる。	① 特許庁の審査体制については、審査官数が千人単位で増え続けている米国や中国と異なり、毎年厳しい人員削減を求められる中、民間外注も活用し、官民のリソースを高密度で集積することで国際的にも例を見ない効率的かつ質の高い審査の実現を図っている。具体的には、審査の補助調査を行う民間サーチャー約2300人が首都圏に集積し、特許庁と一体となって我が国特許審査システムの基盤を成すことで、米国の3倍、欧州の5倍もの高効率(特許審査官1人当たりの処理件数)の審査を実現している。 ② 東京から特許審査部門を一部でも分離して長野に移転することは、こうした特許審査システム全体の基盤に悪影響を及ぼし、高効率の審査が維持できなくなると考えられる。
政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)	① 審査部門は特許庁内でも比較的独立性の強い分野である上、オンライン出願が進んでいることから、 <u>審査部門の一部であれば東京圏以外への立地は十分可能</u> ② 首都圏からの交通アクセスの利便性の高さや、インターネット回線を利用したテレビ会議システムの利用により、一部機能の移転は実現可能。	① 特許庁は、現在でも、約1700人の特許審査官で約2600もの膨大な技術分野について、常に進歩する技術の最先端の審査に対応するという極めて厳しい業務環境(1分野当たり1人足らず)にある。一つ一つの技術はますます高度化・細分化し、一人一人の審査官の精通分野も狭くならざるを得ない一方で、分野をまたがる学際的な発明は増加の一途をたどっている(例えば、インクジェットプリンター関連の発明の場合、精密機械、ソフトウェア、インク素材などが絡み合っている)。こうした中、分野を超えて複数の審査官が日々相互に対面で緊密に協議し、庁全体の審査能力を結集して、全ての技術分野に対応した迅速かつ高品質な審査を実現している。 ② このような状況の下、審査拠点を分散することは、日常的な審査官同士の対面での緊密な協議を妨げ、現行の審査システムの非効率化と審査スピードの著しい低下を生じさせる。常に進化する技術の最先端への対応は、細分化した技術分野毎の深い知見のみならず、分野毎に異なる既往の文献検索に関するノウハウなどの暗黙知を、審査官同士が対面で交換することで成り立っており、出張や各種コミュニケーションツール等でカバーし切れるものとは考えていない。
その他	① データのみならず、審査に必要な職員、窓口も含め、あらかじめ分散配置することにより、審査機能のバックアップ体制の確保が可能。 ② 施設建設に必要な用地は軽井沢町が先頭に立ち取得に協力(国有林の活用も可能)	① 審査部門のバックアップ体制については、約2600もの詳細な技術分野に対応している膨大な業務量を鑑みれば、相当規模の体制を新設する必要があると考えられる。仮に相当大規模な人員・予算を確保するにしても、現下の厳しい財政状況の下では極めて非現実的であり、行政効率化に逆行しているとのそしりを受けるおそれ。 ② 特許庁の審査部門の全ては、国保有の庁舎に入居しており、賃料は発生していない。仮に長野に移転した場合、庁舎の新設が必要となるのみならず、面接室、テレビ会議システム等機材の設備移転費に相当大規模な財政負担が発生し、広く国民の理解を得られないのではないか。

大阪府提案： 特許庁、(独)工業所有権情報・研修館

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 近畿の特許出願件数は全国の約2割という東京圏に次ぐ規模を占める。また関西にライフサイエンスや新エネルギーなど新しい分野が集積。金属製品、化学工業、鉄鋼業等の基礎素材型産業の割合が高く、その他の業種もバランスよく集積している。また国公立大学も集積しライフサイエンスをはじめとする先端分野の研究が進んでいる。</p> <p>② 大阪は、製造業の事業所数は全国第1位、従業者数は第2位、製造品出荷額等は第3位と全国有数の規模を誇り、全体の製造品出荷額等のうち61.8%を中小企業が占めていることなどの特徴がある。また、知財総合支援窓口における支援件数は全国一となっている等今後の我が国産業競争力を支えるポテンシャルが極めて高い地域。</p> <p>③ 特許出願の「受付バックアップセンター」は先願主義の観点から既に設置されているが、特許審査の遅延を 방지、ユーザーの利益保護、知財行政の情報システムの安全性、我が国の知的財産システムに対する信頼性の確保のためにも、東西二か所に審査拠点を置き、大規模災害時の審査バックアップ体制を確立することは重要である。</p> <p>④ 大阪は西日本からのアクセスも良好であり、面接審査に関わる負担感も軽減される。</p>	<p>① 特許出願のほぼ100%はオンライン出願であり、かつ、審査も書面主義であるため、出願件数の多寡は審査部門の地理的配置を決める重要な要素とはならない。</p> <p>② 一方、審査体制については、審査官数が千人単位で増え続けている米国や中国と異なり、毎年厳しい人員削減を求められる中、民間外注も活用し、官民のリソースを高密度で集積することで国際的にも例を見ない効率的かつ質の高い審査の実現を図っている。具体的には、審査の補助調査を行う民間サーチャー約2300人が首都圏に集積し、特許庁と一体となって我が国特許審査システムの基盤を成すことで、米国の3倍、欧州の5倍もの高効率(特許審査官1人当たりの処理件数)の審査を実現している。東京から特許審査部門を一部でも分離して大阪に移転することは、こうした特許審査システム全体の基盤に悪影響を及ぼし、高効率の審査が維持できなくなると考えられる。</p> <p>③ 地方ユーザーへの対応としては、特許庁はこれまで、オンライン出願サービスの提供、審査官との電話面接審査、各地の弁理士や出願者の元に直接赴く出張面接審査、インターネット回線を利用したテレビ面接審査等を幅広く展開し、地域向け審査サービスの充実・強化に取り組んでいる。さらに、大阪を含めた地方経済産業局の特許室や、全ての都道府県に設置した知財総合支援窓口において、地方の実情と地域中小企業のニーズに応じた知財支援を行っている。</p> <p>④ なお、審査部門のバックアップ体制については、諸外国においても、その目的のみをもって地方に審査拠点を設置している海外特許庁はないものと承知。我が国では、既に東日本の遠隔地でバックアップデータの保管、西日本には「受付バックアップセンター」の設置等の措置を講じているほか、「特許庁業務継続計画」を策定し、大規模災害に備えている。</p>
<p>企画立案のメリット・デメリット</p>		
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 特許庁全体の移転ではなく、業務の専門性・独立性が高い特許審査機能の一部について、産業の地域性を踏まえた上で、西日本を対象とする第二の拠点設置を提案するものである。</p> <p>INPITも全体の業務ではなく、「特許庁審査部」の一部誘致に伴って必要となる研修部の一部と、海外支援を含む「知財活用支援戦略部」の活動拠点の大阪設置を提案する。</p> <p>② 従って、業務執行と施策の企画立案等の本部機能は東京圏に存続することを前提として国会等の首都機能との連携を確保しながら、東京一極集中の是正に寄与するものである。</p> <p>③ 西日本の審査拠点を置くことにより、審査官と出願人等とのコミュニケーション・相互理解を深め、審査品質の向上に資することが期待される。審査拠点分散により、審査官同士の連携の阻害、審査判断のばらつき等に対する懸念については、各種コミュニケーションツールの活用による意思疎通の向上と「特許審査基準」等に基づく品質管理の徹底等により解消されると考える。</p> <p>④ 新たな審査拠点に少なくとも100人以上の審査官を配置すれば国際調査機関として認証を受けることができ、審査のバックアップ体制が確立する。</p> <p>⑤ INPIT支援拠点大阪設置はTPPをふまえて、今後いっそう海外展開の活発化が見込まれる中小企業の中核支援拠点として期待される。</p>	<p>① 特許庁は、現在でも、約1700人の特許審査官で約2600もの膨大な技術分野について、常に進歩する技術の最先端の審査に対応するという極めて厳しい業務環境(1分野当たり1人足らず)にある。一つ一つの技術はますます高度化・細分化し、一人一人の審査官の精通分野も狭くならざるを得ない一方で、分野をまたがる学際的な発明は増加の一途をたどっている(例えば、インクジェットプリンター関連の発明の場合、精密機械、ソフトウェア、インク素材などが絡み合っている)。こうした中、分野を超えて複数の審査官が日々相互に対面で緊密に協議し、庁全体の審査能力を結集して、全ての技術分野に対応した迅速かつ高品質な審査を実現している。</p> <p>② このような状況の下、審査拠点を分散することは、日常的な審査官同士の対面での緊密な協議を妨げ、現行の審査システムの非効率化と審査スピードの著しい低下を生じさせる。常に進化する技術の最先端への対応は、細分化した技術分野毎の深い知見のみならず、分野毎に異なる既往の文献検索に関するノウハウなどの暗黙知を、審査官同士が対面で交換することで成り立っており、各種コミュニケーションツールや「特許審査基準」でカバーし切れるものとは考えていない。</p> <p>③ また、審査部門のバックアップ体制については、約2600もの詳細な技術分野に対応している膨大な業務量を鑑みれば、「100人以上の審査官」程度の体制では不可能。仮に相当大規模な人員・予算を確保するにしても、現下の厳しい財政状況の下では極めて非現実的であり、行政効率化に逆行しているとのそしりを受けるおそれ。</p> <p>④ なお、INPITは、特許庁と一体となって知的財産に係る情報提供や相談支援等を行う事業実施機関であるが、大阪府が例示している中小企業の海外展開支援の充実は、INPIT事業管理部門という組織の移転が解決策となるものではなく、INPITその他中小企業支援機関による事業(知財支援サービス)そのものの充実・強化を求めているものと捉えている。</p>
<p>その他</p>	<p>① 誘致候補地の「グランフロント大阪」は関西圏からの出願者のニーズに十分対応できる。またPMDA関西支部等も入居しており、特許庁と併せて関西圏のイノベーション創出拠点となりうる。</p> <p>② 「マйдーム大阪」「大阪南港ATC」も比較的アクセスが良好で、賃料も安価でありコスト削減が期待できる。</p> <p>③ 東京に集中する知的財産関係人材(サーチャーの9割、弁理士の5割強)の関西への還流の契機となる。</p>	<p>○ 特許庁の審査部門の全て及びINPITの大部分は、国保有の庁舎に入居しており、賃料は発生していない。仮に大阪に移転した場合、民間ビル等の賃料はもとより、面接室、テレビ会議システム等機材の設備移転費に相当大規模な財政負担が発生し、広く国民の理解を得られないのではないかと。</p>

大阪府提案： 中小企業庁

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 大阪府は中小企業数で全国第2位であるとともに、特に、ものづくりを支える製造業事業所数では全国1位。産業別従業員数構成比や製造品出荷額等の特化係数から見て、他地域と比較して、幅広い業種、多様な産業がバランスよく集積していると言える。</p> <p>② また、大阪市における民営事業所の立地密度は851事業所/km²で人口200万人以上の都市の中で最も高く(東京都区部802事業所/km²)、併せて従業員1-4人事業所の割合は57%(東京都区部55%)、個人企業の割合は38%(東京都区部30%)で、ともに最も高いことから、全国的に小零細企業の集積が最も厚いと言える。</p> <p>③ さらに、製造品出荷額の6割以上を中小規模事業所が占めており、全国で最も高い割合となっている。</p> <p>④ 全国レベルの中小企業施策を企画立案する際には、より厳しい地方の中小企業・小規模事業者の実情を把握することが重要であり、中小規模事業者への依存度の高い大阪はその立地地域として最適である。</p>	<p>① 中小企業庁は、全国視点で政策を企画・立案。全国一の数の中小企業・小規模事業者が立地する東京都から、様々な厳しい課題を抱える地方部に至るまで、全国の中小企業・小規模事業者の実情を踏まえた政策の企画・立案が必要。 (※御指摘の製造業事業所数については、東京都が全国1位(総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」))</p> <p>② このため、国会をはじめ、他府省庁、近畿等各経済産業局、中小企業関係機関(日本商工会議所、全国商工会連合会等の中小企業関係機関)や支援機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等)と日々密接に連携することが不可欠。これらの業務を行うことは、東京に立地していなければ極めて困難であり、移転した場合、デメリットが非常に大きい。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>① 中小企業は、我が国の産業を支える根幹であり、事業の承継をはじめ現代の中小企業が抱える課題に適切に向き合わなければ、将来の社会経済に大きな影響を与えることになる。</p> <p>② 地域の中小企業が抱える多様な課題を、解決へ向けて少しでも前進させるためには、何よりも現場の状況を的確に把握しておくことが重要。担当庁が、東京にあるままで、本当に地域が直面している厳しい現状を把握できるのか疑問。</p> <p>③ 中央省庁に加え、多くの大企業や研究機関等が立地しており、ひと・もの・資金等あらゆる資源が集中している東京が、全国各地域の中小企業が抱える課題を代表しているとはとても言えないのではないかと。一極集中により効率化が極度に進んだ東京にありながら、全国の地域課題の解決を図ろうとするところに、一極集中の最大のデメリットがあると考えられる。</p> <p>④ 地域の中小企業の課題を真に把握するために、関連政策の司令塔となる拠点を地域に置いて、視点を変えることが求められている。一方で、中小企業の一定の集積がない地域や、集積の業種に偏りがある地域へ拠点を置くことも適切ではないと考える。</p> <p>⑤ これら両方の面から、全国の中小企業のための政策の企画立案を行う拠点を設置するにおいて、大阪が最も適地と言えると考えている。</p>	<p>【中小企業庁の具体的な業務の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会関連業務(年間約600問の国会答弁作成、年間約1,200件の国会議員からのレク・資料要求、党会合・議連への出席等) ・他府省庁との調整・連携(法令改正や予算要求等における内閣法制局や財務省との調整、施策の企画・立案における総務省、厚労省、農水省等他府省庁との連携・調整) ・中小企業関係機関(日本商工会議所、全国商工会連合会等の中小企業関係機関)や支援機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等)との調整・連携 ・災害対応(災害が発生した場合、相談窓口等初動措置、被災状況の把握、激甚災害指定、非常災害対策本部等所要の対応のため、至急官邸・本省・本庁に参集する必要がある(首都直下型地震等が発生した場合は徒歩参集。)) <p>③ なお、地域の事業者の声を施策に反映するため、各地域毎に経済産業局を配置しており、近畿経済産業局には関東経済産業局に次ぐ78名の中小企業政策担当者を配置。全国の中小企業の実情を政策に反映させる体制は既に確保されており、移転による新たな具体的なメリットは考えにくい。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 東京にある関係機関等との調整については、情報通信機器の活用や東京への分室の設置などにより対応が可能ではないか。</p> <p>② また、府省見解では「出先機関の人員配置をもって施策の実施に支障がない」とのご意見であるが、本府の提案は、大阪において中小企業振興策を企画立案することが我が国全体の中小企業にとってメリットがあるという視点に立ったものである。</p>	<p>① 中小企業庁の業務において、可能な限りメールや携帯電話等を活用しているが、上記の業務の大宗は面談、会議が不可欠なもの。また、至急の呼び出しや早朝・深夜の面談・会議は日常茶飯事であり、出張では対応できない。</p> <p>② したがって、現在中小企業庁が東京都で担っている役割・機能を果たすためには、現行の体制が必要不可欠であり、分室等の設置で対応できるものではない。</p> <p>③ 地方の事業者の声を、各地域の経済産業局等が収集し、中小企業庁で集約の上、東京都に所在する各機関との調整・連携を図りながら施策を企画・立案するという形が、行政運営の効率性が高いと考える。</p>
<p>その他</p>	<p>○ 国と地方の基本的な役割分担を踏まえつつ、下記に関することをはじめ、受け入れに際し必要となる支援等については可能な限り協力していく。 【施設の確保等】 移転先施設の所有者等に紹介(但し、入居条件については管理者と要調整) (誘致予定地) アジア太平洋トレードセンター</p>	<p>① 大阪府に移転した場合、相当程度の東京への出張旅費が必要。また、現行と同等規模の人員を東京都に配置する必要あり。</p> <p>② さらに、誘致予定地に移転した場合は、従前発生していなかった賃料が発生。</p> <p>③ このとおり、移転費用だけでなく、これらの財政負担が追加で発生する見込み。</p>

北海道提案：観光庁

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 北海道は、多様な外国人観光客のニーズを受け入れる観光資源を豊富に有するなど、観光のポテンシャルが極めて高い地域である。</p> <p>② 本道における過去3カ年の外国人来訪者数の伸び率は、全国の伸び率を上回っており、特にアジア地域からの来道者数の伸び率が拡大している。</p> <p>③ さらに、本道では、間近に控えた北海道新幹線の開業を契機に、様々な資源や優位性を最大限に活かし、海外において評価の高い食や観光の振興など、活力ある経済社会の構築を重点的に進めることとしている。</p>	<p>○ 観光庁は、特定の地域にとどまることなく、全国津々浦々に内外の観光客を呼び込んで、交流人口を拡大し、地域経済の活性化や雇用の創出等を全国各地で実現する上で中心的役割を果たすことが求められている。このため、<u>特定地域における波及効果を追求することはもちろん、特定地域の資源のみを背景・モデルとした施策立案を行うことは適切でない。</u></p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>○ 北海道への観光庁の移転(北海道運輸局の機能強化)は、アジア地域の成長力を取り込むための効率的かつ効果的な施策立案につながるものであり、もって我が国全体の観光振興に貢献できるものとする。</p>	<p>① 観光庁は、観光立国の実現に向けて、「観光立国推進閣僚会議」(主宰：内閣総理大臣)及び「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」(議長：内閣総理大臣)における検討・調整をはじめ、<u>国会、総理官邸、関係行政機関及び民間企業等と直接対面が求められるハイレベルかつ密接な折衝・緊急的な要請への対応を日常的に行っており、東京圏から遠隔の地に移転しての対応では業務遂行が困難である。</u></p> <p>② <u>加えて、国会質問対応、議員レク、議連等政党主催会議対応、各国在京大使館との渉外業務、災害対応、各種会議等への対応も頻繁に行っているところであり、東京圏から遠隔の地での対応では業務遂行が困難である。</u></p> <p>③ また、観光庁が、制度設計などに向けて現場の課題やニーズを把握する際は、広く地域を問わず多様な見解を求めてヒアリングを行う必要があり、<u>特定の現場に近いことは、課題やニーズの把握に十分とは言えない。</u></p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>○ 観光庁などから人員のシフトを求めるものであり、組織の肥大化につながらない。</p>	<p>○ 観光庁では、上述の業務を実施するために日常的に煩雑かつ高度な対応が求められ、全職員が文字通り日夜一丸となって対応してもなお業務に忙殺されているところであり、<u>観光庁からの人員のシフトは極めて難しい。</u></p>
<p>その他</p>	<p>○ 北海道運輸局観光部の人員体制の拡充(観光庁などからのシフト)により北海道の観光戦略全般の連携・調整を求めるもの。</p>	<p>① 本年7月、北海道地域における観光政策を担う中心的存在として、北海道運輸局に観光部が創設された。観光部では関係省庁の地方支分部局や自治体をはじめとする地域各機関と強力な連携・調整を図りつつ、内外の観光客へのプロモーションや受入環境整備等の施策の立案・実施に取り組んでいる。</p> <p>② また、上述の理由により観光庁からの人員のシフトは極めて難しい。</p>

兵庫県提案：観光庁

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)	<p>① 兵庫県は多様で全国の観光施策のモデルとなりうる 兵庫県は、広大な県土に多様性を有するなど日本の縮図であり、日本全体を俯瞰した観光振興施策のモデルとして活用可能。世界に誇る多種多様な観光資源もあるとともに、観光振興に対する民意も高いため現場の声・課題の引き上げが容易。</p> <p>② 全国へ航空網、新幹線で短時間で行き来が可能 大阪国際空港、神戸空港、新幹線新神戸駅の利用で、全国都道府県からの所要時間も東京と大差はない。このような交通網があり、利用可能便数も多い兵庫、神戸は東京圏以外では理想的な場所。</p> <p>③ 広域的な連携組織やDMOなど観光推進体制が充実 関西では広域的な観光行政を担う関西広域連合、官民連携組織である関西地域振興財団、また、中四国の連携組織である瀬戸内ブランド連合など、全国でも先進的な観光の推進体制が整った地域である。</p>	<p>○ 観光庁は、特定の地域にとどまることなく、全国津々浦々に内外の観光客を呼び込んで、交流人口を拡大し、地域経済の活性化や雇用の創出等を全国各地で実現する上で中心的役割を果たすことが求められている。このため、特定地域における波及効果を追求することはもちろん、特定地域の資源のみを背景・モデルとした施策立案を行うことは適切でない。</p>
東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)	<p>① 地方創生のシンボルとなり全国各地の観光面の地方創生を加速 観光の主役は各地方である。そうしたなか、観光庁が兵庫・神戸に移転し、地方の実情を踏まえた施策を展開することで、全国の各地方の観光施策を一層活発化。</p> <p>② 関西全体で観光庁立地をバックアップ 日本の世界文化遺産の1/3が立地する関西。関西では広域観光に関する全国モデル的取組も進めており、関西国際観光推進本部(仮称)も設立予定であるなどポテンシャルがある。JNTOの誘致を図る京都をはじめ、関西広域連合としても観光庁の兵庫・神戸での施策展開を全面的に連携しながらバックアップ。</p> <p>③ ゴールデンルート外に立地することで地方の課題の入手が容易に 訪日外国人観光客は、東京～京都～大阪のいわゆるゴールデンルートに集中。観光客や観光産業のニーズ、受入環境の整備など、現場の課題が入手しやすい立地となる。</p>	<p>① 観光庁は、観光立国の実現に向けて、「観光立国推進関係会議」(主宰:内閣総理大臣)及び「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」(議長:内閣総理大臣)における検討・調整をはじめ、国会、総理官邸、関係行政機関及び民間企業等と直接対面が求められるハイレベルかつ密接な折衝・緊急的な要請への対応を日常的に行っており、東京圏から遠隔の地に移転しての対応では業務遂行が困難である。</p> <p>② 加えて、国会質問対応、議員レク、議連等政党主催会議対応、各国在京大使館との渉外業務、災害対応、各種会議等への対応も頻繁に行っているところであり、東京圏から遠隔の地での対応では業務遂行が困難である。</p> <p>③ また、観光庁が、制度設計などに向けて現場の課題やニーズを把握する際は、広く地域を問わず多様な見解を求めてヒアリングを行う必要があり、特定の現場に近いことは、課題やニーズの把握に十分とは言えない。</p>
政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)	<p>① 国際会議場などMICE機能が充実 関西は、豊富な文化観光資源、関西国際空港等の充実したアクセス環境、大規模会議場の立地など、MICE開催に関するポテンシャルの高い地域。このような地域への観光庁の立地により、効果的なMICE誘致施策の展開が可能</p> <p>② 快適で安価な生活、オフィス環境 東京に比べて安価な家賃や広い居住スペース。</p> <p>③ 霞ヶ関、永田町との利便性 国会対応、大臣協議、他省庁との連携などの観点から、東京との利便性は重要。新神戸始発の新幹線に乗れば東京駅着8時53分着。飛行機は大阪国際空港と神戸空港併せて、羽田便は一日40便。また、東京分室の設置、ICTを活用した情報共有により、対応は容易。</p>	<p>① 観光庁は、上述の業務への対応を文字通り全職員が日夜一丸となって行っているところであり、一部組織を東京分室として、東京圏から遠隔の地に移転しての対応では、業務遂行が困難である。</p> <p>② 国会・総理官邸への対応や東京に位置する関係機関との対面での打ち合わせについては、ICTの活用等では対応が困難なハイレベルかつ密接な折衝を要する事案が大半を占めるため、仮に兵庫県に移転した場合、東京への出張旅費や人件費等の増加が予想され、所要経費の肥大化は免れない。さらには、東京圏から離れることで各方面からの緊急的な要請への対応が遅れ、観光立国の実現に向けて支障が生ずる。</p>
その他	<p>① さらに、首都直下型地震が今後30年以内に70%の確率で発生することが想定されており、危機管理の面からも国土の複眼構造の構築こそが、国家構造のあるべき姿であると認識</p> <p>② 神戸市内の空きオフィス等の斡旋</p> <p>③ 職員の子弟の教育に関しても神戸周辺には、灘、甲陽など全国的にも有名な中高一貫校があるなど高い教育水準を誇る。</p>	

三重県提案： 気象庁観測・研究部門

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>○ 過去に発生した伊勢湾台風や紀伊半島大水害など、本県が経験した風水害により、災害対策基本法の制定や大雨特別警報等の制度が創設される契機となるなど、我が国の防災・減災体制の充実に大きな役割を果たしてきた。そのような地域に気象庁を誘致することは非常に有意義でシンボリックなものと捉えており、今後においても、気象や地震等情報に対する研究や対策について貢献できる地域であると考えている。</p>	<p>① 気象庁では、全国各地に配置したアメダスや気象レーダー、全国の地方自治体、関係機関の観測データ等を本庁及び全国各地の気象官署等で活用・分析し、気象監視や警報の発表等を実施しており、その業務は特定の地域のみを対象としたものではない。 ② なお、気象庁では、都道府県や市町村への情報提供や防災・減災対策の支援等を行う組織として、三重県には津地方気象台を設置している。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>○ 政策の企画立案という面には直結しないが、本県は、日本有数の豪雨地域や海拔ゼロメートル地帯を有する地域であり、これらの地域の様々な気象状況等を現地に近い場所で把握できることから、より精度の高い気象情報の発信やきめ細かい防災・減災対策を立案する際に役立つものと考えている。</p>	<p>① 気象庁では、地域における気象状況の把握、気象情報の発表、きめ細やかな防災・減災対策の支援については地方気象台等が担っており、三重県においては津地方気象台が実施している。 ② なお、気象庁本庁は危機管理対応のため、政府機能中枢(霞ヶ関地区)域にあることが必要不可欠である。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 移転にあたっては、政府の危機管理に対応するための首相官邸等へ緊急参集する必要がある部署を除き、地方で業務が可能な部署を誘致することとし、機関として必要な機能確保を図る。なお、本県には「火山」が無いことから、「火山」に関する部門を除いた移転を提案する。 ② 移転地域である津市、志摩市には光ケーブル網が整備されており、ネット環境については都市部と遜色は無く、必要であればTV会議等への対応も可能である。また、現在でも都心へのアクセスは便利であり、将来的にはリニア中央新幹線の開通によりさらに利便性が向上すると見込まれる。これら交通・情報インフラの環境から、業務執行や企画立案段階で府省庁間の連携もスムーズに図ることが可能であり、国会等への対応についても支障は少ないと考えられる。</p>	<p>① 大規模な自然災害等が発生した際には、首相官邸への緊急参集、政府・国土交通省の非常災害対策本部への参画等、政府全体の危機管理対策の実施に気象庁は重要な役割を担っている。 ② 上記に対応するため、気象庁は、平素の準備段階より、気象庁長官の指揮の下、本庁内の総務部、予報部、観測部、地震火山部、地球環境・海洋部が一丸となって組織的に対応している。そのため、気象庁は、一体として政府機能中枢(霞ヶ関地区)域にあることが必要不可欠であり、交通・情報インフラ環境の整備では代替できない。</p>
<p>その他</p>	<p>① 既存の公共施設(県立小児医療センターあすなろ学園、県立草の実りハビリテーションセンター、県志摩庁舎、志摩市立越賀中学校、同市立立神小学校)を活用することを想定しており、土地の取得、施設建設にかかる費用が不要となることから、移転にかかる整備費が縮減できる。 ② 三重県と三重大学で設置した「みえ防災・減災センター」の機能向上など県の災害対応力向上も期待。</p>	<p>① 政府の国有財産の有効活用に係る検討の中で、気象庁本庁は危機管理機能を有することから、霞ヶ関地区近傍地への移転が適当とされた。現在、移転に係る契約を既に締結しており、具体的な設計作業等に着手済みである。 ② 気象庁本庁が三重県へ移転する場合には、これらに要した経費が無駄となり国費に多大な影響を与えるほか、関係機関等へ重大な影響を与えることになる。 ③ 三重県の災害対応力の向上に向けて、自治体へのホットラインや当該センターへの講師派遣等の津地方気象台による支援・協力を引き続き取り組む。</p>